

令和元年度第4回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和元年7月4日（木）
午前9時30分～午前10時30分
2. 場 所 富山市役所 西館8階 教養室
3. 出席委員 22人
会 長 23番 才木 隆雄
会長代理 24番 宮田 好一 14番 島田 一郎
委 員 1番 大場 忠勝 2番 大橋 芳信
3番 大浦 清貴 4番 山崎 巖
5番 若林 勉 6番 福山 英則
7番 仲田 茂 8番 北森 正誠
9番 菊 正士 10番 渡辺 正志
11番 金田 修一 12番 金木 洋子
13番 高瀬 昌弘 16番 中島 潔
17番 茶木 俊一 18番 五十嵐英夫
20番 中井 義則 21番 奥野 健一
22番 高瀬 豊信
4. 欠席委員 15番 熊本 孝信 19番 坂田 幸雄
5. 議 題 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第16号 農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項
の規定による許可申請について
議案第17号 農地法第5条第1項の規定による競売買受適
格証明について
議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規
定による農用地利用集積計画の決定について
議案第19号 非農地証明書の交付について
6. 報告事項 報告事項第17号 農地法第3条の3第1項の規定による受
理について
報告事項第18号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第
1項第6号の規定による受理について
報告事項第19号 農地法第5条第1項第6号の規定による
受理の取消しについて
報告事項第20号 農地法第18条第6項の規定による通知
について

事務局 本日の月次総会につきましては、15番熊本委員、19番坂田委員より欠席届があり、出席委員数は22名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会長 それでは、ただ今より令和元年度第4回富山市農業委員会月次総会を開催します。

本日は、議案5件、報告事項4件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。16番中島委員、17番茶木委員、両委員にお願いしたいと思います。

会長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第15号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

なお、2ページの8番から10番は、●●委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事務局 議案第15号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は1ページから3ページまでです。

今回の申請件数は10件で、申請面積は15,959.00㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

1番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

2番は、耕作不便により、所有権を移転するものです。

3番は、贈与のため、所有権を移転するものです。

4番は、経営の縮小のため、所有権を移転するものです。

5番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

6番は、不要財産の処分のため、所有権を移転するものです。

7番は、経営の縮小のため、所有権を移転するものです。

8番から10番は譲受人が同じであります。いずれも経営の縮小のため、所有権を移転するものです。

会長 現地確認について、報告をお願いします。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、8番から10番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、8番から10番を除き、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、8番から10番を除き、申請どおり「許可」することといたします。

続きまして、8番から10番について、審議いたしますので、
●●委員は退室をお願いします。

<●●委員退室>

会長 それでは、8番から10番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、8番から10番について、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、8番から10番について、申請どおり「許可」することといたします。

●●委員は入室をお願いします。

<●●委員入室>

会 長 改めまして、議案第15号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、議案第16号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第16号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は4ページから8ページまでです。

今回は、4条申請2件、5条申請15件で、面積は合計29,551㎡です。申請内容について、ご説明いたします。「位置図及び許可基準」を併せてご覧ください。

5ページの1番は農家住宅兼事業用地であります。固定資産台帳を確認した際に、畑に納屋及び駐車場として利用していたことを知り、これを是正するものであります。なお、申請書には始末書の添付もごさいます。申請地より半径500m以内の範囲の中に地区センター、保育施設があり、接道する道路には上下水道管が敷設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

2番は、一般住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため、実家隣接地にて住宅を建築する計画となっております。申請地は10ヘクタール以上の集団規模で特に良好な営農条件を備えております第1種農地となりますが、許可基準は「集落接続」を適用しました。

6ページの5条申請の1番は貸資材置場を設置する計画であります。自らが経営する会社の資材置場が不足となったため、資材置場を整備し、それを貸付けるものであります。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、「代替可能性なし」を適用しております。

2番は、駐車場を整備する計画であります。自らが経営する飲食店の駐車場を拡張する計画であります。申請地は10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、「代替可能性なし」を適用しております。

3番は、小規模保育園を整備する計画であります。現在呉羽地区で保育施設を運営しておりますが、職員交流の場の必要性や、

富山市南部での保育サービスの需要等を勘案し、この度小規模保育所の設置について、厚生労働省の認可を得て、今回計画されたものであります。申請地は10ヘクタール以上の農地の集団規模で、特に良好な営農条件を備えております第1種農地となりますが、許可基準は「集落接続」を適用しております。

4番は、一般住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため、実家隣接地にて住宅を建築する計画となっております。申請地は10ヘクタール以上の集団規模で特に良好な営農条件を備えております第1種農地となりますが、許可基準は「集落接続」を適用しました。

5番は、店舗兼住宅を建築する計画であります。美容師として今般独立し、また住居も併せて建築する計画を進めるにあたり、実家との相互扶助を考慮し、申請地にて計画されたものであります。申請地は10ヘクタールに満たない農地の集団規模に属する農地で第2種農地となり、許可基準は「代替可能性なし」となります。

6番は、サービス付き高齢者向け住宅を整備する計画であります。五福地区での需要があること等を考慮し、申請地にて計画されたものであります。申請地は10ヘクタールに満たない農地の集団規模に属する農地で第2種農地となり、「代替可能性なし」を適用しております。

7番は一般住宅を建築する計画です。実家との相互扶助のため、実家隣接地にて住宅を建築する計画であります。申請地は10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えております第1種農地となりますが、「集落接続」を適用しております。

8番は、駐車場の拡張であります。来客用駐車場が手狭であり、以前整備した駐車場は、幹線道路を挟んだ向かい側にやむなく設置しましたが、危険が多いため、申請地を選定したものであります。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり「代替可能性なし」を適用しております。

9番は、一般住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため、親が所有する土地で最も近い場所を選定したものであります。申請地は10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、「代替可能性なし」を適用しております。

10番は、貸老人福祉施設を整備する計画であります。当地区に老人福祉施設の需要があり、申請地を選定したものであります。申請地は、都市計画区域の用途区域内に存する農地で第3種農地

となり、「原則許可」案件となります。

11番は一般住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため、実家隣接地にて住宅を建築するものであります。申請地は10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、「代替可能性なし」を適用しております。

12番は、資材置場の拡張であります。資材置場として利用していた敷地内に新設工場を設置することとなり、資材置場不足となったため、敷地隣接地を求めたものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団に属する農地で、特に良好な営農条件を備えております第1種農地となりますが、「既存敷地の拡張」を適用しております。

13番は、砂利採取業者が一時転用による陸砂利採取の計画であります。申請地は、農業振興地域の農用地区域内で、農地の集団規模も10ヘクタール以上の第1種農地ですが、砂利採取業者が砂利の採取後直ちに採取跡地の埋め戻し等の処理を行うことが担保されており、その復元に関する計画が当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する観点から適当であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。

14番は、周辺林地開発の一環で、間伐材等の位置仮置場としての資材置き場を設置する計画であります。申請地は10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、「代替可能性なし」を適用しております。

15番は一般住宅を建築する計画です。実家との相互扶助のため、実家隣接地にて住宅を建築する計画であります。申請地は10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えております第1種農地となりますが、「集落接続」を適用しております。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、許可相当とすること

にご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 議案第16号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きますして、議案第17号農地法第5条第1項の規定による競売買受適格証明について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第17号農地法第5条第1項の規定による競売買受適格証明についてご説明申し上げます。議案書のページは9ページでございます。

富山地方裁判所が担保不動産競売を実施しており、申請者が買受適格を有しているかの意見を求めるものであります。

申請者は、売却物件である店舗を買受け、申請地を駐車場として利用する計画で、入札に参加したく申請されたものであります。

申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えております第1種農地であります。「集落接続」を適用しております。

なお、当該証明書の交付を受けた者が落札し、農地法第5条の許可申請が提出された場合、計画に重大な変更がなければ、農業委員会会長の専決処分により、市に「許可相当」の意見を付して送付することの承認につきましても併せてお諮りするものであります。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありましたことについて、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この案件にご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 議案第17号農地法第5条の規定による競売買受適格証明については、競売買受が適格であると証明し、当該証明書の交付を受けた者が許可申請を行った際には、会長の専決処分により許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第18号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第18号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書のページは、10ページから26ページです。

今回は90件の貸し手から申し出があり、契約期間は、3～5年が1件、6～9年が1件、10年が88件です。設定面積は、487,894.20㎡です。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

宮 田 委 員 ■■は耕作面積が0㎡となっているが新規農家か。

事 務 局 5月31日で利用権が一旦全て終了したため現在は0㎡ですが、新規農家ではありません。

仲 田 委 員 10a当りの借受料が無償や900円から12,000円までと幅がある。私たちも担い手さんに耕作してもらうときに借受料をいくらくらいに設定したらいいのか非常に難しい。事務局は、この条件ならいくらくらいというものを把握していたら教えてほしい。

高 瀬 委 員 今回の件は私の担当地区なので分かる範囲でお話します。10数年前に圃場整備をした時に、地域全体で借受料の話し合いをした。当時は15,000円に設定したが、その後少しずつ下がり、現在12,000円になった。個々の契約でもう少し安くしてもら

えないかとの話も聞いているが、私たちの地区のほとんどは12,000円となっている。

仲田委員 過去の取り決めがあつてということか。事務局は把握しているではないのか。

事務局 提出された書類をもとに借受料の平均値を算出し情報提供しているが、高い理由や低い理由をこちらからは聞いていない。

会長 他にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、議案第18号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会長 続きまして、議案第19号非農地証明書の交付について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第19号非農地証明書の交付についてご説明申し上げます。議案書のページにつきましては、27ページでございます。

1番は長い間耕作されておらず、現況が山林化しております。また、相当年数が経過しており、農地に復元し、耕作することは困難であることから、非農地証明書を発行するものであります。

会長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会長 それでは、ただ今、説明がありました非農地証明書の交付について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、非農地証明書を交付することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 議案第19号非農地証明書の交付については、異議無く交付することといたします。

これで、予定しておりました5議案の審議を終わります。

会 長 続きますて、報告事項に入ります。

報告事項第17号 農地法第3条の3第1項の規定による受理について

報告事項第18号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について

報告事項第19号 農地法第5条第1項第6号の規定による受理の取消しについて

報告事項第20号 農地法第18条第6項の規定による通知について

事務局から一括して説明をお願いいたします。

事 務 局 報告事項第17号農地法第3条の3第1項の規定による受理について、ご報告します。議案書は29ページから32ページです。

今回の受理件数は13件で、すべて相続により所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせんの希望は、1番と13番の一部の筆でありましたので、担当の農業委員及び農地利用最適化推進員との連携を図りながら、耕作者のあっせんを含め対応を行っていく予定であります。

報告事項第18号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書のページは33ページから40ページまでです。

今回の受理件数は、4条が8件、5条が23件、合わせて31件、面積は合わせて18,254.01㎡となっております。

内容、転用目的についてはご覧のとおりです。一部内容についてご説明いたします。

34ページ3番、6番については、持分分を4条で届け出、また共有者の持分を5条で所有権移転し、単独名義とするものです。

5番については、先月の総会にて権利設定等について、使用貸借権設定で報告しましたが、所有権移転に変更されるため、以前の受理の取消し願いと同時で今回届出されたものです。

36ページ16番については、4月の総会で報告した受理済みの農地ですが、所有権移転後、計画変更となり新たな譲受人へ再届け出をするものです。

38ページ2、3番については、それぞれ所有する農地を一体

利用し、2人が同居する住宅を建てるものです。

39ページ15-1、15-2番については、受理通知日が空欄となっておりますが、事業面積が1000㎡以上の建物が伴う事業であるため、開発許可が必要であり、開発許可日と同日で受理いたします。

報告事項第19号農地法第5条第1項第6号の規定による受理の取消しについてご報告いたします。議案書のページは41ページです。

報告第18号34ページの5番で説明したとおり、使用貸借権設定から所有権移転へ変更するために取り消したものです

報告事項第20号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。議案書は、42ページから43ページです。

解約件数は10件で、解約面積は26,280㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、摘要欄記載のとおりです。

以上でございます。

会 長 　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

特に何もありませんので、これをもちまして、令和元年度第4回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。

その他事務局より、連絡事項があればお願いします。

本日は、ありがとうございました。